

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 1 日

各都道府県民生主管部（局）長 殿
全国社会福祉協議会事務局長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の運用について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

緊急小口資金等の特例貸付の申請件数については、昨年末以来横ばい傾向が続いてきたところ、1月8日の緊急事態宣言の再発令の影響等により、1月下旬以降、上昇傾向となっており、生活のお困りの方々へは柔軟な貸付を行うことで、確実に支援をお届けすることが期待されているところです。

ついては、既に支援の現場において対応されていると承知しておりますが、改めて下記についてご了知の上、必要な対応を行っていただきますよう、よろしく申し上げます。

また、緊急小口資金等の特例貸付の活用を検討されている方は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済的な困窮のみならず、精神的にも辛い状況に置かれている方が多いところであり、従来通り相談者に寄り添った丁寧な支援を行っていただくよう、重ねてお願い申し上げます。

記

「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」（令和2年3月11日付け社援発0311第8号厚生労働省社会・援護局長通知）の運用の詳細については、これまで累次にわたり問答集を改訂し、お示ししてきたところです。

問答集を踏まえた対応が行われるよう、都道府県社会福祉協議会、市区町村社会福祉協議会においては、改めて以下の対応をお願い申し上げます。

- 1 貸付の申請・相談を担う職員について、最新の問答集の内容を改めて確認するとともに、改訂があればその都度その内容の確認をすること。
- 2 他部署からの応援職員や退職者の再雇用等により新たな職員が貸付の申請・相談を担う場合には、問答集の周知をすること。
- 3 貸付の申請・相談を担う職員が判断に迷う場合には、組織内の責任者に確認するとともに、組織内においても判断に迷うケースがある場合には、市区町村社会福祉協議会は都道府県社会福祉協議会へ、都道府県社会福祉協議会は厚生労働省へ相談すること。